

# 前橋市特定建設工事等共同企業体運用基準

## 1 趣旨

この基準は、前橋市契約事務取扱規程（平成6年前橋市訓令甲第4号）第18条の規定により、特定の工事又は特定の測量等（以下「特定建設工事等」という。）1件ごとに結成する共同企業体（以下「特定建設工事等共同企業体」という。）により入札に参加させることができる場合の基準その他必要な事項について定めるものとする。

## 2 特定建設工事等の種類、規模等

特定建設工事等の規模及び性格を考慮して総合力を発揮させるため、特定建設工事等共同企業体を結成することができる特定建設工事等の種類及び規模は、原則として次に掲げるとおりとする。

(1) 大規模で技術的難度の高い土木、建築、設備等の工事であって、おおむね次の規模以上のもの

- ア 土木一式工事 3億円以上
- イ 建築一式工事 5億円以上
- ウ 設備等の工事 3億円以上

(2) (1) に定めるもののほか、特定建設工事等の規模、性格等に照らし特定建設工事等共同企業体を入札に参加させる必要が認められるもの

(3) (1) 又は(2) の規定により、特定建設工事等共同企業体を入札に参加させることができる特定建設工事等について、特定建設工事等共同企業体以外の有資格業者（建設工事及び測量、建設コンサルタント業務等に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格を有する者）であって当該特定建設工事等を確実かつ円滑に施工又は履行することができると認められるもの（以下「単体有資格業者」という。）があるときは、当該単体有資格業者を特定建設工事等共同企業体と併せて入札に参加させることができる。

## 3 特定建設工事等共同企業体の内容

(1) 構成員の数

構成員の数は3業者以内とし、特定建設工事等ごとに定めるものとする。ただし、必要と認められるときは、この限りでない。

(2) 組合せ

構成員の組合せは、発注する特定建設工事等に対応する工事種別又は業種区分及び部門（以下「工種等」という。）の有資格業者の組合せとするものとする。

(3) 構成員の技術的要件等

すべての構成員が、次の要件を満たすものとする。

ア 建設工事にあっては、発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が5年以上あること。また測量等にあっては、測量業務は、測量法（昭和24年法律第188号）による測量業者としての登録、建築関係建設コンサルタント業務は、建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士事務所の登録、補償関係コンサルタント業務は、希望部門に対応する部門に係る補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条の規定による登録を有しての営業年数が5年以上あること。ただし、相当の施工実績又は履行実績を有し、確実かつ円滑な共同施工又は共同履行が確保できると認められる場合においては、許可又は登録を有しての営業年数が5年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。

イ 当該特定建設工事等を構成する一部の工種等を含む特定建設工事等について、元請として一定の実績があり、当該特定建設工事等と同種の特定建設工事等を施工又は履行した経験があること。

ウ 建設工事にあっては、すべての構成員が、発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。また、測量等にあってはすべての構成員が、発注業務に対応する国家資格を有する技術者を配置することができること。

#### (4) 出資比率要件

すべての構成員が、均等割の10分の6以上の出資比率であるものとする。

#### (5) 代表者要件

代表者は、最大の施工能力又は履行能力を有する者とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大とする。

### 4 資格審査等

#### (1) 特定建設工事等共同企業体により入札に参加させようとするときは、あらかじめ、その旨及び次に掲げる事項を公告し、これにより入札参加資格の認定の申請を行わせるものとする。

ア 特定建設工事等共同企業体により入札に参加させる特定建設工事等である旨及び当該特定建設工事等の名

イ 特定建設工事等の場所

ウ 特定建設工事等の概要

エ 入札参加資格審査申請書の受付期間及び受付場所

オ 特定建設工事等共同企業体の構成員の数、組合せ、構成員の技術的要件等、出資比率要件及び代表者要件

カ 認定資格の有効期間

## キ その他市長が必要と認める事項

(2) 市長は、(1)の申請を行った特定建設工事等共同企業体について、資格審査を行い、適格な者を有資格業者として認定するものとする。

(3) (2)による認定は、認定の対象となった特定建設工事等についてのみ有効とするものとする。

## 5 その他

この運用基準に定めるもののほか必要な事項は、事務処理要領に定める。

### 附 則

この運用基準は、平成4年11月1日から実施する。

### 附 則

この運用基準は、平成6年4月1日から実施する。

### 附 則

この運用基準は、平成7年4月1日から実施する。

### 附 則

この運用基準は、平成16年4月1日から施行する。

### 附 則

この運用基準は、平成18年4月1日から施行する。

### 附 則

この運用基準は、平成20年7月14日から施行する。

### 附 則

この運用基準は、平成22年4月1日から施行する。

### 附 則

この運用基準は、平成22年6月1日から施行する。

### 附 則

この運用基準は、平成24年4月1日から施行する。

### 附 則

この運用基準は、平成26年4月1日から施行する。

### 附 則

この運用基準は、平成28年4月1日から施行する。

### 附 則

この運用基準は、平成29年4月1日から施行する。

### 附 則

この運用基準は、令和2年4月1日から施行する。

### 附 則

この運用基準は、令和4年4月1日から施行する。

## 附 則

この運用基準は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。